

第3期菊陽町男女共同参画計画策定支援業務委託仕様書

1 業務名

第3期菊陽町男女共同参画計画策定支援業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 業務の目的

男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「第3期菊陽町男女共同参画計画（令和7年度～令和11年度）」を住民意識調査に基づいて策定するもの。

計画策定にあたっては、「配偶者からの暴力の及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村計画として位置づけるものとして、関係法令、国や熊本県が示す各種指針等を踏まえ、課題を明らかにし、菊陽町の独自性を取り入れ、「菊陽町総合計画」や「菊陽町子ども・子育て支援計画」等との整合性と調和を図るものとする。

4 業務内容

次期計画等の策定にあたり、以下の業務の支援を行う。

(1) アンケート調査に係る業務（ニーズ調査）

男女共同参画の現行施策の状況や問題点、町民や事業所等のニーズを把握するため、アンケート等必要な調査を実施し、結果の分析を行い報告書としてまとめる。

① 男女共同参画に対する意識調査

(a) 調査の概要

- ・ 調査対象：18歳以上の町民を対象
- ・ 配布数：2,000通（過去回収率 H30 33.6% H20 49.8%）
- ・ 回収数：400通以上（回収率20%以上を想定）
- ・ 調査票：A4、16ページ程度、1色刷り

(b) 査票の設問設計、調査票の作成、調査票の印刷、封入（発送用及び返信用封筒代を含む）、発送業務（郵送料を含む）、回収、入力業務、集計、その他必要と思われるクロス集計及び分析を行うこと。

なお、調査に必要な宛名については、甲がラベルを作成し乙に渡す。

(c) 調査結果については分析を行い、必要に応じてグラフ、表等を作成すること。また、自由記入欄に掲載されたものについては、分野ごとに分類し取りまとめを行うこと。

② 事業所等に対するニーズ調査

- (a) 調査に係る原案の作成。なお、調査方法はメールを基本とする。
- (b) 調査回答の集計及び分析を行うこと。

(2) 現状分析

計画策定の基礎資料とするための現状と課題の整理を行い、既存資料（統計資料、行政資料等）を整理分析する。

- ①現状と課題の整理分析（周辺環境、トレンド、町施策、他市町村との比較等）
- ②その他、計画策定に必要なデータ・資料などの収集・比較・分析・整理

(3) 現計画の評価

- ①現計画で掲げた目標と現状を比較分析すること。
- ②目標の達成度の評価及び課題を把握すること。

(4) 計画素案の作成

- ①(1)(2)で把握した現状や課題等を踏まえた骨子、基本理念、将来像の設定、方針（案）の検討、施策体系の整理、基本目標を設定すること。
- ②男女共同参画の施策を推進するために重点的に取り組むべき事業の明確化及び事業の目標を設定すること。
- ③各施策や事業の現状と課題を踏まえ、各施策や事業の方向性を設定し、目標達成のための具体的な方策について検討すること。
- ④終素案の作成（補正、修正等）
- ⑤実情・実態を踏まえ本町らしさを随所に盛り込んだ計画とすること。

(5) 「菊陽町男女共同参画審議会」等の資料作成、運営支援（会議への出席等）

- ①会議等において必要な資料の収集・作成を行うこと。
- ②会議へ出席し、必要に応じ運営の支援を行うこと。また議事録を作成すること。
「菊陽町男女共同参画審議会」を数回実施。
- ③パブリックコメントに関する支援を行うこと。

(6) グループ等の意識調査の実施

- ①各種団体を対象とし、男女共同参画に関する意識調査を実施する。
- ②グループインタビュー等を数回実施。
- ③当日の進行及び結果の取りまとめを行うこと。

(7) 計画書及び概要版の作成

イラストや図表等を取り入れ、住民に分かりやすく、親しみやすい構成・デザインとすること。

(8) 成果物

- ①計画書（A4版 フルカラー 100頁程度） 150部
- ②概要版（A3折中綴じ フルカラー 8頁程度）500部
- ③上記①②の電子データ一式（エクセル・ワード・PDF）

1 1 委託業務の実施体制

業務委託と同様又は同等の計画策定に従事した経験を有する者を中核に、適切な人材によって委託業務を円滑かつ的確に実施しなければならない。

1 2 管理責任者の選任

業務の統括管理を行わせる「管理責任者」を定め、委託者に報告する。管理責任者を変更したときも同様とする。

なお、管理責任者は、この契約の契約者を決定するために行った企画提案競技において、提出した業務体制票等に記載した管理責任者でなければならない。

ただし、病気等やむを得ない理由により、予定した管理責任者が従事することが困難であると甲が認めた場合は、この限りではない。

1 3 その他留意事項

- (1) 業務の遂行にあたっては、本町と緊密な連絡を取り、必要に応じて随時打合せを行い、助言や提案、支援を積極的に行うこと。
- (2) 本業務の実施により知り得た情報を他に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。
- (3) 成果品の帰属については、全て委託者とする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項等については、町と速やかに協議し、その指示に従うものとする。